

広島県告示第二百九十八号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）第五十九条第五号の規定に基づき、知事が定める特殊な療法又は新しい療法等を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定短期入所療養介護事業所に係る知事が定める特殊な療法又は新しい療法等は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）第五に定める療法等とする。